

(2) 宮城県議会のホームページ

		監査委員の意見	措置状況
第1節 ホームページの管理・運営体制	1 管理・運営に関する準則等の整備	<p>(1) 最低限掲載すべき情報の明確化</p> <p>情報通信技術（以下「IT」という。）が進展し、県民の多くがインターネット環境を活用している中で、本県においては、インターネットの持つ広域性、即時性、双方向性を最大限に活用し、行政情報を積極的に発信することで行政サービスの効率性と透明性を高めることができるよう、県ホームページを作成していくことを対外的に宣言している。</p> <p>したがって、公表する（された）報道発表資料や議会説明資料などを始め、公開できる情報については積極的に公開するとの基本的な考え方を全職員の共通認識とし、保有情報を速やかに提供していくため、県として、ホームページで最低限発信すべき情報等のガイドライン（以下「情報発信ガイドライン」という。）を作成し、情報発信の充実にも努めるべきである。</p>	宮城県議会広報委員会にて、毎年次年度の「宮城県議会広報実施計画」を協議し決定するほか、詳細については「宮城県議会ホームページ運営要領」及び「作業フロー」に定めている。
	(2) CMS導入後の管理・運営基準等の見直し	<p>宮城県のホームページにおいては、ホームページによる情報提供の一層の充実を図るとともに情報提供の迅速化とアクセシビリティの向上を図ることなどを目的として、新たな管理システムであるCMSが導入されたところである。</p> <p>CMSの導入によって、ホームページへの情報掲載や掲載情報の更新が誰でも容易にできるようになり、掲載情報の量や質の向上が期待される一方、ホームページに携わる職員が増えることにより、各課所におけるホームページの管理・運営方法も現行の管理・運営基準では対応できなくなる恐れがある。</p> <p>したがって、CMS移行後のホームページ管理・運営の問題点等を整理・検討した上で、ホームページの管理・運営を適切に行うための新たな管理・運営基準等の策定や、現行の管理・運営基準等の見直し等を行うべきである。</p>	CMS導入に当たり、「宮城県議会ホームページ運営要領」を見直し、所要の改正を行った。
	(3) ホームページ管理担当者の明確化	<p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことに伴い、上述したように、ホームページに掲載される情報量は今後ますます増大することが予想されるとともに、その質の維持向上もこれまで以上に重要になってくるものと予想される。</p> <p>したがって、各課所においては、ホームページを活用した情報公開及び情報提供を推進するとともに、ホームページの管理・運営を適切に行うため、ホームページ管理担当者を指名する必要がある。</p> <p>また、担当する事務の内容を事務分掌に明記し役割を明確化することにより、ホームページ管理担当者がその担当する事務を円滑に行えるようにすべきである。</p>	議会事務局各課の事務分掌表により定めている。
2 管理・運営体制の充実に向けた検討の推進	(1) インターネット環境の変化に対応した管理・運営の推進	<p>ITの進展は、生活や社会経済を取り巻く環境に多くの変革をもたらしているが、こうしたITの進化と社会への浸透は、県民の豊かな生活を実現する手段となる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活用していくかがこれからの大きな課題になるものと考えられる。</p> <p>したがって、本県の各ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、ITに習熟した職員の意見なども取り入れながら、行っていくべきである。</p>	総務部広報課及び震災復興・企画部情報政策課等が主催する研修事業を活用し、担当者だけでなく、職員全体のスキルアップに努めていく。
	(2) ホームページをチェックする体制の充実強化	<p>ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報の保護は、法令を遵守して適切に行う必要がある。</p> <p>県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのチェックは恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのチェックのあり方についても、先に述べた「情報発信ガイドライン」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報の保護の問題についても各課所で定期的にチェックする体制を整えるべきである。</p>	議会ホームページの総括管理を行う政務調査課ホームページ担当班及び「ワーキンググループ」（各課メンバーで組織された内部検討組織）を中心として定期的に監視を行っている。

		監査委員の意見	措置状況	
3 管理・運営担当者研修の充実	(1) ホームページ管理担当者研修の推進	<p>ホームページ管理担当者のスキルに差が生じると、管理しているホームページの質に差が生じることになるため、ホームページ管理担当者の資質の向上を図ることは非常に重要な課題であるが、インターネット環境が整えられた中で育った世代とそうでない世代とでは、ホームページの管理・運営に対する感覚が異なることも考えられるほか、基本的な知識や技術にも個人差があるものと考えられることから、職員研修の実施に当たっては、習熟度別に実施するなどの工夫が必要である。</p> <p>学校等の規模の小さい職場では、ホームページ管理・運営の業務量が増加すると、ホームページ管理担当者に業務が集中し過ぎることも考えられることから、ホームページ管理担当者以外の職員にも研修を受講させ、ホームページの作成に技術的なアドバイスができる者を広く育成することも必要と考えられる。</p> <p>したがって、以上のような視点を踏まえ、ホームページ管理担当者研修事業を所管している課所においては、研修の充実を図るべきである。</p>	宮城県ホームページのシステムの一部として運営しているため、議会事務局として研修事業は実施していないが、総務部広報課及び震災復興・企画部情報政策課等が主催する研修事業を活用し、職員の育成を図っている。	
	(2) 研修担当機関の連携と役割分担による研修事業の推進	<p>宮城県のホームページの管理・運営に関わる研修事業は、主に広報課と情報政策課が担当し、公務研修所においても選択制研修課程の中に一部組み入れられたことがあるが、こうした研修事業の実施に当たっては、研修に関係する各機関が連携し、相互に役割を分担しながら、効率的かつ効果的な研修事業として実施すべきである。</p>	上記（１）のとおり	
第２節 ホームページ管理・運営状況	1 課所における情報管理体制の強化	(1) 独自管理規程等の整備の推進	<p>各課所のホームページの管理・運営は、管理・運営基準等を遵守して行われているが、課所の業務内容や組織規模等によってホームページの内容や運営手法等は多様であることから、各課所が、実情に則した形で自主的に管理規程等を整備することが必要である。このため、先に述べた「情報発信ガイドライン」の中に準則的なものを例示するなど、独自管理規程等の整備を促す方策を検討すべきである。</p>	「宮城県議会ホームページ運営要領」を定めている。
		(2) ホームページ掲載情報をチェックする担当者の指定	<p>県のホームページ掲載情報は、広く多方面に影響を及ぼすものであることから、その掲載情報のチェックは万全を期す必要がある。</p> <p>宮城県警察のインターネットホームページ管理運用要綱では、運用責任者及び業務主管所属長等に対し、ホームページに掲載されたコンテンツの内容について、毎月１回、定期的な見直しを行うことにより、最新の情報提供が行われているか点検するよう義務づけている。</p> <p>ホームページ掲載情報の管理を徹底するため、チェック担当者を指定するような積極的な取り組みについて、県の他のホームページの管理・運営においても導入を進めるべきである。</p>	議会ホームページの総括管理を行う政務調査課ホームページ担当班及び「作業フロー」により、ワーキンググループ（各課メンバーで組織された内部検討組織）が週１回チェックする定めとなっている。
	2 信頼性確保に向けた取組の充実	(1) セキュリティ対策の充実強化と職員への周知徹底	<p>情報セキュリティ対策においては、宮城県情報セキュリティ対策基準に基づいて実施されているが、ホームページについても情報セキュリティに関する事故が発生していることから、引き続き全庁に対する注意喚起と再発防止を呼びかけるとともに、情報セキュリティ内部監査などを通して適切な管理を促すべきである。</p> <p>・ホームページサーバ等インターネットシステム関連機器のセキュリティ対策の充実強化に努めるとともに、各システムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で厳重な取扱いが必要である旨を周知徹底すべきである。</p>	情報セキュリティ管理者が本部長等の指示に基づき、対策を講じているほか、必要に応じ対策を講じている。
	(2) 著作権保護及び個人情報保護の徹底	<p>ホームページに情報を掲載する場合、著作権保護や個人情報保護が重要であるが、県がホームページに掲載した情報に対し、著作権等に関する苦情が寄せられた事例があった。各課所においては、掲載している情報の再点検を行うとともに、新たに掲載する情報については、複数の目でチェックするなど、再発の防止に努めるべきである。</p>	上記（１）のとおり	

			監査委員の意見	措置状況
3 アクセシビリティ及びユーザビリティの確保	(1) トップページの改善推進		トップページに情報量が多い場合、閲覧者の目的に合わせた情報が探しにくくなることから、トップページがポータルサイトとしての機能を十分に発揮できるよう、掲載項目をできるだけ単純化し、次ページ以降でリンクさせるなどの改善を常に心がけておくことが必要である。 また、各ページについても、一つのページで情報が伝わるような工夫を引き続き行うべきである。	宮城県ホームページのシステムの一部として運営しているため、県ホームページの作成ルールに従ったページを作成しているが、ルールの中でも議会独自で閲覧者が興味ある事項と、見やすいデザインのトップページを広報課に提案し、今回のCMS導入に伴い採用された。今後も、閲覧者の立場に立ったデザインや表示内容に努めることを念頭に置き、県ホームページシステムの一定のルールはあるものの、議会として様々な提案をしていきたい。
	(2) CMSの効果的な活用の推進		宮城県のホームページにCMSが導入されてからまだ日が浅く、管理・運営が安定するまでには、なお日時を必要とするものと考えられるが、県のホームページについては、以前のホームページよりも各ページの統一感が増し、基本情報の掲載漏れの解消やアクセシビリティの向上が図られるなど、高く評価すべき改善が行われている。 しかし、ホームページ管理システムがいかに優れていたとしても、掲載情報の内容やリンク先の情報内容が古いものであったり、リンク切れがあったりした場合には、県のホームページ全体の信頼性が損なわれることにもなりかねないことから、新システムの優れた機能を最大限活用して、適時適切なホームページの作成に努め、情報発信の一層の向上に努めるべきである。	議会ホームページの総括管理を行う政務調査課ホームページ担当及び「ワーキンググループ」（各課メンバーで組織された内部検討組織）を中心として監視を行っている。 また、新システムの優れた機能を最大限活用し、適時適切なホームページ作成のため、CMS操作者間でマニュアルや、操作方法の共有を行い、かつ必要に応じ「ワーキンググループ」を開催し、情報発信向上について検討を行っている。
	(3) 視覚障害者への情報提供の配慮		宮城県のホームページを始め、県の各ホームページは、掲載されている情報量が多いため、視覚障害者が音声読み上げソフトを利用して閲覧する場合に、目的の情報にたどりつくまでに相当の時間がかかるなど、必ずしも利用しやすいものとはなっていない。 ホームページによる障害者への情報提供は、有力な情報伝達手段であり、読み上げソフトに対応したページの作成に配慮するほか、視覚障害者が求める情報に容易にアクセスできるように、視覚障害者向け情報を整理・集約したページの作成を検討するなど、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成を推進すべきである。	議会ホームページは、宮城県ホームページのシステムの一部として運営されており、対応については県ホームページと連携し対応することになるため、当該項目についての対応は、議会単独では難しいが、CMS導入により、アクセシビリティが遵守されたこと、デザインやナビゲーションが統一され閲覧しやすくなったことにより、現時点で配慮は行われていると考えている。
	(4) ホームページ多言語化の充実		宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的にリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。 ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の充実とは、外国人県民の安全・安心の確保、外国人観光客や外資系企業の誘致促進にとって有効な手段になるものと考えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。 ホームページの多言語化については、多言語化すべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるなど、解決すべき課題が多いものの、充実に努めるべきである。	議会独自に「英語版」の頁を設け、議会の基本的情報・定例会の情報（日程、議案、決議、発議、意見書、議決結果、附帯意見、一般質問概要、一般質問質疑内容、各常任委員会審議内容、その他県議会の活動内容）などの概ね全ての議会情報を、情報発信している。 ただし、議会ホームページ「英語版」ページ作成のための翻訳については、国際経済・交流課の全面的な協力によりゼロ予算で行われている。このため、多言語化の重要性は認識しているものの、情報の量や質、費用対効果、情報提供のあり方など様々な側面から検討していきたい。
第3節 ホームページ掲載情報の管理状況	1 課所基本情報の掲載の徹底	基本情報掲載の徹底	各ホームページの管理・運営基準において、課所のトップページなどに最低限掲載すべき事項が定められているが、各課所のホームページを抽出して閲覧したところ、こうした規定を遵守していない課所が散見された。 宮城県のホームページについては、CMSの導入により基本情報の掲載漏れの解消が図られたが、他のホームページにおいても、各課所において公表すべき最低限の情報に関して「情報発信ガイドライン」に盛り込むなどにより、最低限必要な情報の掲載についても徹底を図るべきである。	「宮城県ホームページの作成等に関する基準」に準じて対応している。
	2 行政情報の積極的な発信	(1) 情報発信度の向上	行政が今何に取り組んでいるかを公表した上で県民からの評価を得ることは、納税者への義務であるが、平成24年度における県民サービス向上自己点検の結果では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位となっている。これを改善するためには、全庁的な取組を展開する必要があり、宮城県のホームページにCMSが導入されたこの機会に、情報発信度の向上に努めるべきである。	現状に満足することなく、常に情報発信度の向上に努めるよう努力する。

			監査委員の意見	措置状況
	3 コンテンツの更新の徹底	更新しやすさを意識したコンテンツの作成	ホームページに掲載されたコンテンツを適時適切に更新するためには、更新作業にも配慮したコンテンツ作りが必要であり、定型サイズで最少量の資料を作成することなどに意識して取り組む必要がある。 また、ホームページ画面をスクロールさせることなく、一つのページで情報を伝えることは、利用者にとって閲覧しやすく、県民サービスの向上や情報発信力の向上にもつながるので、このような点にも日常的に取り組む必要がある。	CMS導入により、職員なら誰でも操作できるようにするため、誰でも対応できるよう、マニュアルを備え操作方法の共有化をしている。また、ページごとに担当を定め、特定の人物だけが対応しないように努めている。
	4 情報提供の充実に向けた取組	掲載情報の充実と迅速な提供	本県の各ホームページにアクセスする利用者は、各自の必要や関心に応じ、特定の情報を必要としてアクセスする場合がほとんどであると考えられることから、県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は公開するという基本的な考え方でコンテンツの充実を努めるべきである。 県のホームページは、正確で分かりやすいものでなければならないが、例えば美術館のように幅広い層に対して来館を促すためのコンテンツでは、そうした要素に加え、ページの美しさや芸術的なコンテンツが必要になる場合もあると考えられる。それぞれの課所において、課所の特性に応じて、より魅力的なコンテンツづくりにも配慮すべきである。 宮城県のホームページにCMSが導入されたことにより、リンク切れなどの技術的な問題はほとんど解消されるものと考えられる。しかし、最新の情報を迅速に提供するためには、各職員の日頃の努力が必要であることから、先に述べた「情報発信ガイドライン」を作成し、全庁挙げて取り組むべきである。	現状に満足することなく、常に情報発信度の向上に努めるよう努力する。
第4節 大規模災害発生時の情報提供	1 情報提供体制の整備	災害時情報提供体制の充実	大規模地震などの災害発生時には、迅速で正確な情報の把握が第一に必要となることから、災害現場から報告された情報を迅速に整理した上で、ホームページで正確に発信していくため、一連の作業が迅速に行えるよう体制整備に努めるべきである。 併せて、大規模災害発生時にも対応可能な情報通信機器の整備や非常電源等設備の整備を進めることも必要である。	議会ホームページは、宮城県ホームページのシステムの一部として運営されており、災害時の対応については県ホームページと連携し対応することになるため、当該項目についての対応は、議会単独では難しいが、災害時には、東日本大震災時のように、特集ページなどを迅速に立ち上げ、議会情報を提供していきたい。
	2 情報提供手段の確保	多様な情報提供手段の確保	災害時における情報提供手段を充実させるため、県のホームページ、ブログ、携帯サイトなど多様な情報提供手段を通じて、広く情報を発信する体制を整えるべきである。 ホームページによる情報提供は、災害発生直後の情報提供手段としては非常に有効であるが、閲覧できない被災者を始め、情報の収集やコミュニケーションが困難な災害時要援護者や在留外国人の存在なども考慮し、情報の補完提供体制の整備を図る必要がある。	県のホームページと連携しながら、広く情報発信する体制整備に努めるとともに、適切な情報の補完的提供手段についても検討していきたい。
	3 災害時情報発信ガイドラインの作成	東日本大震災の教訓の活用	本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災では、県内全域の停電や放送通信施設の損壊、電話やインターネットの回線処理能力を超える利用の集中による通信困難など、ホームページの管理・運営面でも、多くの問題や課題が発生しており、そうした教訓を後世に伝えていく必要がある。 また、前述の「情報提供体制」及び「情報提供手段」については、東日本大震災のような災害が発生した場合でも機能させるよう、先に述べた「情報発信ガイドライン」と併せて災害時情報発信に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。	震災時に発生した問題・課題については県ホームページと連携しながら、その内容についての引継ぎに努めるとともに、災害発生時のガイドライン作成については、今後、検討していきたい。